

発議第 2 号

令和3年 // 月 22 日提出

淡路市議会議長

松本 英志 様

提出者 淡路市議会議員

田屋 成  
長瀬 雅宏

淡路市議会議員定数条例の一部を改正する条例制定の件

上記の議案を別紙のとおり、淡路市議会会議規則（平成17年淡路市議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出する。

（提出理由）

本案は、議員定数18人のところ、人口割等を勘案して16人とする条例改正であります。議員1人に対する人口数をみると淡路市は2383人であり、県下でも5番目に少なく、まず最低でも3000人とすべきである。

また、議員数2名を削減することによって、年間1200万円の予算を節約でき、市の財政に貢献できる。



淡路市条例第 号

淡路市議会議員定数条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市議会議員定数条例（平成17年淡路市条例第4号）の一部を次のように改正する。

本則中「18人」を「16人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、次の一般選挙から適用する。

淡路市議会議員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、淡路市議会議員の定数を<u>18人</u>とする。</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、淡路市議会議員の定数を<u>16人</u>とする。</p>